谷田川流域水害対策計画（素案）に対する県民意見一覧

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
1	全体	**パブリックコメント（意見募集）の進め方への疑義** 募集締め切り日のわずか6日前（7月15日）に説明会を開催するのは誠意がない。 説明会から締め切りまでの期間が短く、住民の意見を反映させる意思が感じられない。	御意見ありがとうございます。 本計画のパブリック・コメント及び説明会については、6月19日付けで流域内の各町内会でのチラシ回覧や、県及び市のホームページ掲載による周知を行い、１か月程度の意見募集期間を確保していたことに加え、説明会でも御意見を伺うこととしていたことから、お住まいの皆様からの御意見を十分いただくことが可能と考えておりました。 今後、説明会を開催する際は、関係機関と調整のうえ、最適な開催時期を検討してまいります。
2	全体	**公聴会の開催要求** 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、住民の意見を反映させる法的拘束力を確保し、将来の水害時の責任所在を明確にするため、公聴会を開催すべき。	御意見ありがとうございます。 公聴会とは、重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する場合に、利害関係者、学識経験者等から意見を聴くために開く会合をいいます。 今回の説明会は、本計画の説明を行う場ですが、計画への反映を目的として、御参加いただいた皆様の御意見を聴くことも併せて行っておりますので、公聴会に準じていると考えております。
3	全体（P26,P30）	**旧豊田貯水池の雨水貯留施設としての利活用** 旧豊田貯水池を洪水調整池に活用することが見送られた経緯について、住民説明会を開催すべき。	御意見ありがとうございます。 旧豊田貯水池の利活用につきましては、開成山排水区における雨水流出抑制の観点から貴重なご提案として受け止めておりますが、跡地利用の方針が決まっていない状況であります。 このことから、「郡山市旧豊田貯水池利活用検討推進本部会議」と本要望について共有させていただきます。
4	全体（P26,P30）	**流域内の公共施設や民間地地下等を利用した雨水貯留施設の整備** 住民に土地利用制約を課す前に、行政（国・県・市）が連携して以下の場所に雨水貯留施設を整備すべき。 ①福島県合同庁舎跡地の地下 ②公立学校の校庭の地下（校庭貯留） 東日本台風から７年経過しているが、未だに「検討する」「努める」では、不十分。	御意見ありがとうございます。 河川への急激な雨水流出を抑制し、内水浸水被害を軽減するため、公園や学校等の公共用地を活用した雨水貯留浸透施設については、技術的な設置可能性や設置による効果を検討し、浸水被害の軽減を図ってまいります。 また、民間施設に対しては、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度（設置費用の補助や固定資産税の軽減措置等。素案36ページ）の周知を図ってまいります。
5	P14	計画素案において「河川の拡幅といった抜本的な河道改修は困難」「流域全体での雨水貯留浸透施設の整備などの貯める対策が必要」とされている点を踏まえ、県、市、企業、住民などの各主体が貯留施設に関わる取組（ハード・ソフト両面）を実践しやすい環境・配慮を整えてほしい。 具体的には、現状の計画にはない「1万㎥規模の貯留施設」といった柔軟な対応や、既存の補助金対応に留まらない法律・条例の緩和など、産学官住が一体となって住みよい街づくりを進めるための多角的な支援や緩和措置を求めている。	御意見ありがとうございます。 谷田川下流域は地形的に水害リスクが高く、家屋連たんのため抜本的な河道改修が困難なことから、下流への負荷を抑える「貯める対策」が極めて重要です。 本計画では、新設する公共施設での貯留浸透施設の整備や、民間事業者への優遇措置を伴う認定制度の周知、個人向け補助金による各戸貯留を促進します。 また、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可制度等により流出抑制を図ります。 今後も関係機関や地域住民、企業等と協働し、ハード・ソフト両面から多層的な流域治水を推進してまいります。

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
6	P24	県が行う河川の整備は植物が生育するような護岸ブロックが採用されているのに対し、市が行う河川の整備は植物の生育できないコンクリート護岸で、またサイクリングロード（川に沿った道路）も防草シートで覆われ植物がほとんどない状態になっています。P5（「動植物の生息・ 生育に配慮した河川整備が行われた」）やP15（「逢瀬橋上流から国道 49 号区間にて、川の特性に応じた３つのゾーンを設定し、動植物の生息・生育に配慮した河川整備が行われた。」）にあるような動植物の生息・ 生育に配慮した河川整備が行われたようには感じられません。 植物が見られないため道路と防草シートの境目が同色でやや認識しづらく自転車の転落事故の危険性が増すようにも思います。 防草シートの下は植物の根が張らずに乾燥した砂地になり地盤が弱くなったりしないものかも心配です。 また、植物が生育していないことによる気温上昇、温暖化への影響も心配です。	御意見ありがとうございます。 県管理河川においては、治水による河川沿川地域の安全を最優先としつつ、環境に配慮した河川整備に努めてまいります。 堤防上の舗装は、越水による堤防の浸食を防ぐために実施しておりますが、必要に応じて区画線の設置を検討してまいります。 防草シートは適切な施工を行っており、堤防の安定性には影響しないものと認識しております。 本計画では、水田貯留（「田んぼダム」）や上流域での森林整備といったグリーンインフラの活用を含めて流域治水に取り組むこととしております。
7	P28	素案P14に記載された河川の課題は、阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから「ためる」対策が必要であると記載されているが、P27～P28はP14の課題を解決するものではなく、河川の水位が上がらないゲリラ豪雨に対応する「郡山市ゲリラ豪雨対策９年プラン」を実施する内容であり、台風により広範囲に大雨が降り阿武隈川の水位が上昇したときの治水対策が欠落している。 なお、郡山市市議会議事録とこの計画（素案）の現状課題との整合性に矛盾があることから、住民意見を踏まえ抜本的に見直しすべきである。	御意見ありがとうございます。 本計画の「河川水位が上昇すると内水排除が困難になる」という下水道の課題については、阿武隈川本川の整備（河道掘削や遊水地群の整備）や、沿川の土地の遊水・貯留機能の保全により、気候変動を踏まえた降雨（計画対象降雨）に対して、逢瀬川水位が低下するため、下水道の課題は解決される見込みです。 今後も下水道管理者は河川管理者と連携し、本計画を踏まえ、「郡山市公共下水道雨水管理総合計画」の定期的な点検・見直しを行いながら、内水による浸水被害を防止・軽減するため、管渠の整備や排水ポンプの増強などの対策を実施してまいります。 なお、「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」に基づく貯留管および調整池の整備は、令和5年度までに完了しております。
8	P29	河川管理者や下水道管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備を優先すべき。	御意見ありがとうございます。 公園や学校等の公共用地を活用した雨水貯留浸透施設については、技術的な設置可能性や設置による効果を検討し、浸水被害の軽減を図ってまいります。
9	P32	**「ため池治水活用」の効果への疑問と見直し** 人の命と農業振興のどちらが大切なのか。ため池の治水活用について、以前は、大雨が予測される際に事前放流によりため池の水位を下げたと郡山市が発信していたが、現在は「必要に応じて検討する」と表現が後退（消極化）している。	御意見ありがとうございます。 ため池の治水活用については、営農（利水容量の確保）に配慮しつつも、大雨が予測される際の事前放流や放流口の改修などを推進してまいります。
10	P33	**「田んぼダム」の効果への疑問と見直し** 阿武隈川からのバックウォーターが主因で越水するため、上流部に田んぼダムを設置しても効果が乏しいことから、計画の見直しが必要。 水害は稲刈り期（9～10月）に発生するが、この時期は落水して水田を乾かすため、田んぼダムは機能しない（令和元年東日本台風時も稲わらが腐敗し、災害廃棄物となった）。	御意見ありがとうございます。 逢瀬川流域の水害は阿武隈川からのバックウォーター（背水）影響が主因の一つですが、上流部からの急激な雨水流出を抑制することは、流域全体の水位上昇を抑え、内水排除を円滑にするために極めて有効です。 稲刈り期（9～10月）における「田んぼダム」の運用限界については、福島県が策定した「田んぼダム技術マニュアル（令和8年3月）」に基づき、営農に支障のない範囲での適切な流出量調整器具の運用や普及啓発に努めます。

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
11	P37	**排水ポンプ場・樋門の運転調整ルールの策定** 平成12年の東海豪雨を受けた国通知から25年が経過しており、「運転調整ルールの策定を検討する」という記載は適切ではない。具体的な運転調整ルールについて、住民に納得のいく説明を行い、計画に明記すべき。	御意見ありがとうございます。 河川水位に応じた運転調整ルール（外水被害の防止と内水排除のバランス）の策定を進めてまいります。 ルール策定にあたっては、関係機関（国・県・市・土地改良区等）の緊密な連携のもと、操作基準や連絡体制を明確にし、あらかじめ地域住民の皆様へ丁寧な説明を行ったうえで計画を変更する際に反映してまいります。
12	P38	**排水ポンプ場・樋門の計画への明記** 阿武隈川流域の地図を追加し、国・県・市・土地改良区等が管理するすべての排水ポンプ場および排水樋門（愛宕川救急内水排水機場、古坦、梅田、横塚、古川など）の場所を計画に明記すべき。	御意見ありがとうございます。 谷田川流域内に設置している排水ポンプ場（水門町、石塚）の位置を素案38ページに記載しております。 また、流域内の排水樋門の位置を追記いたします。
13	P53	**阿武隈川本川の整備効果の明記と合同住民説明会の開催要求** 阿武隈川上流遊水地群の整備完了が5年遅れ（2033年度）となる中、バックウォーター対策としての実効性を検証するため、「阿武隈川の水位が1m低下する」根拠資料を提示すべき。 滑川狭窄部の河道掘削量など、具体的な整備内容を計画に明記すべき。 国（国土交通省）、福島県、郡山市が連携し、住民の要望を踏まえた合同治水対策説明会を谷田川流域で再度開催すべき。	御意見ありがとうございます。 阿武隈川本川の整備（河道掘削や遊水地群の整備）は、谷田川のバックウォーター対策に直結する極めて重要な事業と認識しております。 阿武隈川上流遊水地群の効果及び緊急治水対策プロジェクトによる河道掘削の進捗状況につきましては、福島河川国道事務所ホームページで公表しております。 【遊水地群の効果】 https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/usuichi_faq/1-1-1_sisetugaiyou.pdf 【阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの進捗状況】 https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/abupro/yusui/pdf/r8_kinnpurosintyoku.pdf 引き続き、国とも連携しながら情報発信に努めてまいります。